

令和4年2月8日更新

問い合わせ先	都市整備局指導部宅地開発指導課指導調整係
	電話 504-2285 (ダイヤルイン) 内線 5483

宅地造成工事許可申請手数料の免除

- 1 支援策の内容
宅地造成等規制法第8条第1項の許可申請に係る手数料を免除
- 2 対象者及び免除の対象となる宅地造成
災害により自分の住む家を失った方が、自分の住む家を建設するために行う宅地造成
- 3 手続の方法
宅地造成に関する工事の許可申請手数料減免申請書、その他関係書類を添えて宅地開発指導課へ提出
- 4 その他
申請期間は、災害発生の日から1年以内